

2019年11月29日

株主各位

大阪府枚方市招提田近1丁目9番地

ホソカワミクロン株式会社

代表取締役会長 兼 社長

代表執行役員 細川 悦男

「第75回定時株主総会招集ご通知」及び「インターネット開示事項」の一部修正について

第75回定時株主総会招集ご通知及び法令及び定款の規定に基づくインターネット開示事項の記載事項の一部に誤りがございました。ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

1. 修正箇所

(1) 第2号議案 取締役8名選任の件に関して、候補者 高木克彦の略歴
(第75回定時株主総会招集ご通知13頁)

(2) 会社の現況 4. 会計監査人に関する事項 ②報酬等の額
(第75回定時株主総会招集ご通知32頁)

(3) 連結注記表 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
2. 持分法の適用に関する事項
(法令及び定款の規定に基づくインターネット開示事項2頁)

2. 修正内容（修正箇所には下線を付しております。）

(1) 第2号議案 取締役8名選任の件に関して、候補者 高木克彦の略歴
(修正前)

1965年4月 ダイキン工業(株)入社
1988年10月 同社国際営業本部営業企画部長
1993年5月 同社国際営業本部副本部長兼営業企画部長兼営業部長
1996年7月 同社取締役 グローバル戦略本部長
1999年6月 同社常務取締役 グローバル戦略本部長
2001年6月 同社専務取締役 グローバル戦略本部長
2004年6月 同社取締役兼副社長執行役員 グローバル空調・低温事業担当
2007年6月 同社取締役兼O.Y.L. Industries会長兼CEO
2008年6月 同社副社長執行役員兼OYLグループ会長兼CEO
2011年6月 同社特別顧問兼OYL本社会長兼マックウェイアメリカ社顧問
2015年6月 同社顧問兼ダイキンアプライドアメリカズ顧問
2015年12月 当社取締役（現任）
2018年7月 ダイキン工業(株)アプライド・ソリューション事業本部 エグゼクティブアドバイザー兼ダイキンアプライドアメリカズ顧問
2019年7月 ダイキン工業(株)アプライド・ソリューション事業本部 エグゼクティブアドバイザー（現任）

(修正後)

1965 年 4 月 ダイキン工業(株)入社
1988 年 10 月 同社国際営業本部営業企画部長
1993 年 5 月 同社国際営業本部副本部長兼営業企画部長兼営業部長
1996 年 6 月 同社取締役 グローバル戦略本部長
1999 年 6 月 同社常務取締役 グローバル戦略本部長
2001 年 6 月 同社専務取締役 グローバル戦略本部長
2002 年 6 月 同社専務取締役 空調グローバル戦略担当兼DT提携委員会委員長
2004 年 6 月 同社取締役兼副社長執行役員 グローバル空調・低温事業担当
2007 年 6 月 同社取締役兼O.Y.L.グループ会長兼CEO
2008 年 6 月 同社副社長執行役員兼O.Y.L.グループ会長兼CEO
2011 年 6 月 同社特別顧問兼O.Y.L.マニュファクチャリング会長兼CEO兼McQuay Internationalグループ会長兼社長兼米国McQuay社(現ダイキンアプライドアメリカズ社)顧問
2015 年 7 月 同社顧問兼ダイキンアプライドアメリカズ社顧問
2015 年 12 月 当社取締役(現任)
2018 年 7 月 ダイキン工業(株)アプライド・ソリューション事業本部 エグゼクティブアドバイザー兼ダイキンアプライドアメリカズ社顧問
2019 年 7 月 ダイキン工業(株)アプライド・ソリューション事業本部 エグゼクティブアドバイザー(現任)

(2) 会社の現況 4. 会計監査人に関する事項 ②報酬等の額

(修正前)

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	49百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(修正後)

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	49百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

(3) 連結注記表 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

2. 持分法の適用に関する事項

(修正前)

(2)持分法を適用していない関連会社 1社

持分非適用の関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響額が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

(修正後)

(2)持分法を適用していない関連会社 1社

持分法非適用の関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響額が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

以 上